

令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱
(障害福祉分野のロボット等導入支援事業・ICT導入モデル事業)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業

令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づく事業とする。

(2) 令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に関する補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、別表第1の補助基準額欄に定める額と同表の補助対象経費欄に定める額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表の補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、次に掲げる事項に該当する経費は、補助の対象としない。

(1) 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの

(2) 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの

(3) 商品として販売し、又は賃貸する目的で購入したもの

(4) 資本的及び経済的関連性がある事業主間等の取引によるもの

(5) 保険料、メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の維持管理に係る経費

(6) その他補助事業として適当であると認められないもの

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であるとき。
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
 - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
 - エ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第3号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入りが生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和5年3月10日から施行し、第2条第1号の規定は同年1月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
<p>障害福祉分野のロボット等導入支援事業</p> <p>※令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づく事業</p>	<p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※補助対象は以下のサービスを実施する事業所に限る（ただし、中核市に所在する事業所を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 短期入所 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 障害児入所施設 	<p>ロボット等導入に要する経費</p> <p>保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する初期費用を含む。</p> <p>なお、リース等の費用も対象とするが、当該年度中に係る経費のみ対象となる。</p>	<p>次の①から⑨までの要件全てを満たすもの</p> <p>①1機器あたり補助対象経費が10万円以上であること。なお、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。</p> <p>②日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。</p> <p>③ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。別表第2において同じ。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット等であること。</p> <p>④販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>⑤導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。</p> <p>⑥介護ロボット等の導入時には、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制を整備すること。</p> <p>⑦介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</p> <p>⑧導入後、客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告すること。なお、当該報告の内容については本補助事業の活用事例として事業者のホームページ等で公表すること。</p> <p>⑨複数の業者から見積書を徴したうえで、最低価格を提示した業者を選定すること。</p>	<p>1 介護ロボット等の導入に伴う経費</p> <p>1機器当たり30万円</p> <p>ただし、移乗介護又は入浴支援の機器については1機器当たり100万円</p> <p>また、障害者支援施設においては全ての機器の合計額が210万円、共同生活援助事業者においては全ての機器の合計額が150万円、その他事業所においては全ての機器の合計額が120万円を限度とする。</p> <p>なお、1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所としていずれかの補助上限額を適用する。</p>	<p>4分の3</p>

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
<p>障害福祉分野のICT導入モデル事業</p> <p>※令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業</p>	<p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※ただし、中核市に所在する事業所を除く</p>	<p>ア 情報端末（タブレット端末・インカム等）</p> <p>※業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。</p> <p>イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）</p> <p>※以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>① 業務を支援するものであって、記録、情報共有（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を転記等の業務が発生しない一気通貫の環境で行うことが可能であるもの。</p> <p>② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫の環境が実現できるもの。</p> <p>ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）</p> <p>※上記ア及びイの導入に必要なものに限る。</p> <p>エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）</p> <p>※上記ア及びイの導入に必要なものに限る。</p> <p>（対象経費に係る留意事項）</p> <p>当該年度中に係る経費のみを対象とし、通信費等本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。</p>	<p>次の①から⑥までの要件全てを満たすもの</p> <p>①高知県等が開催するICT導入に伴う研修会に参加すること。</p> <p>②導入後、客観的かつ定量的な指標に基づいてICT導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告すること。なお、当該報告の内容は本補助事業の活用事例として事業者のホームページ等で公表すること。</p> <p>③経済産業省が実施している「サービス等生産性向上IT導入支援事業」による補助を受ける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象とならないこと。</p> <p>④令和5年2月16日障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）」の対象となるものは、本事業の補助対象とならないこと。</p> <p>⑤過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金により補助を受けて同種のICT機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業の補助対象とならないこと。</p> <p>⑥複数の業者から見積書を徴したうえで、最低価格を提示した業者を選定すること。</p>	<p>1施設又は1事業所当たり</p> <p>100万円</p>	<p>4分の3</p>

別表第2（第3条関係）

分野名	内 容	想定される機器の特徴等
①移乗介助	ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシスト等を行う機器	<ul style="list-style-type: none"> ・移乗開始から終了まで、介助者が一人で使うことができる。 ・ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。（※ベッドと車いすの間の移乗における使い勝手は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。） ・要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。 ・機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。 ・つり下げ式移動用リフトは除く。
②移動支援	障害者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。 ・要介護者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。 ・荷物を載せて移動することができる。 ・モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。） ・4つ以上の車輪を有する。 ・不整地を安定的に移動できる車輪径である。 ・通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。 ・マニュアルのブレーキがついている。 ・雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。 ・介助者が持ち上げられる重量（30kg以下）である。
	障害者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で使える又は一人の介助者の支援の下で使える。 ・使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。 ・食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。 ・従来の歩行補助具等を併用してもよい。
	障害者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が一人で用いる装着型の機器。 ・自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。 ・歩行補助具等を併用してもよい。

③排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が、居室で用いる便器。排泄物のおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。 ・室内での設置位置を調整可能であること。
	ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。 ・使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。 ・予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。
	ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。 ・トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
④見守り・コミュニケーション	障害福祉サービス等事業所において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の障害者等を同時に見守ることが可能。 ・施設内各所にいる複数の従事者へ同時に情報共有することが可能。 ・昼夜問わず利用できる。 ・要介護者が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。 ・要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、従事者へ通報できる。 ・障害者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。
	居宅・重度訪問介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の部屋を同時に見守ることが可能。 ・浴室での見守りが可能。 ・暗所でも利用できる。 ・要介護者が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。 ・要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。 ・要介護者が転倒したことを検知し、介助者へ通報できる。 ・要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介助者へ情報共有できる。 ・障害者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。
⑤入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。 ・要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を支援できる。 ・機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸かることができる。 ・要介護者の家族や他の利用者が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。 ・特別な工事なしに設置できる。

別表第3（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。